

平成8年8月19日消防予第164号

「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について(通知)」 抜粋

第2 火災通報装置に係る運用上の留意事項

任意設置火災通報装置を含む火災通報装置の運用については、次の事項に留意すること。

1 自動火災報知設備との連動

火災通報装置の起動については、手動によることを原則とするが、自動火災報知設備の作動と連動させる方式を認めるかどうかについては、消防機関の判断によらねたいこと。

なお、火災通報装置及び起動させる自動火災報知設備は、別添2に掲げる「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」によること。

別添2(抜粋)

火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項

第1 自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

第2 自動火災報知設備と連動することができる火災通報装置は、次に掲げる機能を有すること。

1 自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合において自動的に作動し、消防機関への通報を自動的に開始すること。

2 自動火災報知設備と連動し火災情報を通報中において、手動起動装置が操作された場合にあっては、直ちに、又は、自動火災報知設備と連動して行われる一区切りの火災情報の通報が終了した後に、手動起動装置の操作による火災情報を通報できるものであること。

3 自動火災報知設備の作動と連動して自動的に作動した場合にあっては、基本周波数の異なる2つの周期的複合波をつなぎ合わせた(ピン、ポーン)を2回反復したものとすること。この場合における基本周波数は、概ね次のとおりとすること。

第1音 $f_1=1,056\text{Hz}$ 第2音 $f_2=880\text{Hz}$ ただし、 f_1 と f_2 の音程の比(f_1/f_2)は、 $6/5$ とすること。

第3 自動火災報知設備と連動させる場合にあっては、連動停止スイッチを介して、次により接続させること。

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会 報告書 抄 総務省消防庁平成18年3月29日

第4章 認知症高齢者グループホーム等の防火上の課題と講ずべき対策 3. (3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置

認知症高齢者グループホームにおける夜間の職員数は1人であることが多いことを踏まえると、火災時において職員は初期消火又は避難介助に専念すべきであり、また通常の電話を使用して消防機関に通報した場合は、電話の操作や所在地等火災に関する情報の伝達に時間を要するという問題点がある。そのため、認知症高齢者グループホームには、短時間で通報を行うことができる消防機関へ通報する火災報知設備を設置し、押しボタン又は自動火災報知設備(自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器等を用いたシステムを設置する場合は、住宅用火災警報器等)の作動と連動して火災発生後迅速に消防機関へ火災を通報できるようにする必要がある。